

## 第十六章 會議録

### 三九一 會議録に掲載する事項に関する例

會議録には、速記法によつて記載する議事のほか、次の事項を掲載する。

- 一 會議の年月日及び曜日
- 一 開議、休憩、散会及び延会の時刻
- 一 議事日程
- 一 會議に付した案件
- 一 開会式に関する事項
- 一 議題とした案件の委員会、調査会、憲法審査会又は情報監視審査会の報告書及び少数意見の報告書
- 一 議題とした案件の提出文又は送付文及び案件の内容（予算、決算、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、国庫債務負担行為総調書、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書に  
ついては、その内容を掲載しない）

- 一 選挙、内閣総理大臣の指名及び表決における投票者の氏名
  - 一 出席議員の氏名
  - 一 出席した衆議院の委員長又は発議者、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名
  - 一 会議当日議員派遣又は委員派遣中の議員の氏名
  - 一 議長の報告事項
  - 一 質問主意書及び答弁書
  - 一 議席の指定及び変更
  - 一 その他議院又は議長において必要と認める事項
- 参照 一五号、二六四号、三九五号、三九六号、三九九号

### 三九二 投票者の氏名の会議録掲載に関する例

選挙の無名投票の投票者の氏名は、大会派順（同一会派内では五十音順、以下同じ）に会議録に掲載する。内閣総理大臣の指名の記名投票の投票者の氏名は、得票のあった者別に分けて大会派順に会議録に掲載する。

載する。

表決の記名投票及び押しボタン式投票の投票者の氏名は、賛成者、反対者別に分けて大会派順に会議録に掲載する。

(注) 投票者の氏名の会議録掲載は、従来、議席順によっていたが、昭和五十年十二月二十七日に召集された第十七回国会から、大会派順に改められた。

参照 四九号、九〇号、三三九号、三四三号

### 三九三 会議録に掲載する議長の報告事項に関する例

会議録に掲載する議長の報告事項は、次のとおりである。

- 一 議員の異動（補欠当選、辞職、退職、逝去）
- 一 役員の辞任
- 一 委員の辞任及び補欠
- 一 特別委員長の選任
- 一 調査会長の選任

- 
- 一 委員会及び調査会理事の選任
  - 一 憲法審査会の会長及び幹事の選任
  - 一 情報監視審査会委員の宣誓
  - 一 情報監視審査会会長の選任
  - 一 政治倫理審査会の会長及び幹事の選任
  - 一 両院協議会の本院協議委員の議長及び副議長の選任
  - 一 議案等の提出、受領、委員会付託、修正、撤回、送付、回付、返付及び公布奏上
  - 一 委員会、調査会、憲法審査会及び情報監視審査会の報告書並びに少数意見報告書の提出
  - 一 議員派遣
  - 一 公聴会開会承認及び委員派遣承認
  - 一 質問主意書の提出、内閣転送及び内閣からの答弁書受領
  - 一 採択された請願書の内閣への送付
  - 一 賀詞及び弔詞
  - 一 衆議院及び内閣への通知及び要求
  - 一 衆議院及び内閣からの通知書等の受領

- 一 内閣からの報告書等の受領
- 一 政府特別補佐人の承認
- 一 その他議長が必要と認める事項

なお、閉会中に生じた報告事項は、次の国会の召集日の会議録に掲載する。

参照 一三四号

### 三九四 委員長報告の省略部分を会議録に掲載した例

第五回国会 昭和二十四年五月二十六日の会議において、日程第四百七十七から第四百六十三までの請願及び日程第二百六から第二百一十一までの陳情につき、運輸委員長板谷順助君が報告した際、「尚、本会議における詳細の報告は、議長のお許しを得て速記録に留めて置きたいと思います。」と述べた。散会に際して議長松平恒雄君は、「先程板谷運輸委員長より委員会の審査の経過報告に関し、この際報告を簡単にしたため、その報告の草稿を速記録の末尾に掲載いたすことの申出がありました。これを許すことに御異議ございませんか。……御異議ないと認めます。よって板谷運輸委員長申出の通り取計らいます。」と告げ、当日の会議録末尾に、「参照」〔板谷運輸委員長の道路運送

監理事務所の地方移譲反対に関する請願外二十五件及び陳情六件に関する報告」として委員長報告の省略部分を掲載した。

第二十六回国会 昭和三十二年五月十九日の会議において、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につき、商工委員会理事相馬助治君が委員長報告をした際、自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の内容を省略して報告した。散会后、同君の申出により附帯決議の内容を当日の会議録の同委員長報告の後に〔参照〕として掲載した。

参照 二九五号

規 第一五條  
第一五條

### 三九五 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例

第四十二回国会 昭和三十七年十二月二十二日の会議において、議長不信任決議案の質疑終局の動議を記名投票をもって採決し、副議長重政庸徳君が投票の結果を報告した際、議場騒然のため、これを速記できなかつたので、会議録に次のように補足掲載した。

投票の結果は次のとおりである。

投票総数 百四十二票

白色票 百十二票

青色票 三十票

参照 三九一号

### 三九六 会議録に記載される発言の字句の訂正に関する例

議院の会議において、発言した議員、国務大臣等は、発言の趣旨を変更しない限り、発言の字句の訂正を求めることができるが、その申出は、会議録提供の日の翌日の午後五時までとする。訂正が認められたときは最近の会議録の末尾に訂正文を掲載する。

なお、会議録の印刷前に発言の字句の訂正の申出があり、これが認められたときは、その部分を訂正の上印刷に付する。

参照 二七五号、三七六号、三九一号

三九七 事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する

事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する定めであるが、記名押印をもって署名に代えるのを例とする。

三九八 会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより各議員に提供し、一般に頒布する

会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより各議員に提供し、一般に頒布する。

(注) 会議録は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第百九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第百九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。



三九九 提供及び頒布する会議録には、議長が取消しを命じた言

辞は掲載しない

提供及び頒布する会議録には、議院の会議において、議長が取消しを命じた言辭及び議長が速記録を調査の上措置する旨を告げ調査の結果不穩当と認め取消しの措置を採った言辭は、掲載しない。

参照 二七二号、二七四号、二九七号、三七七号、三九一号